

《耐震マークの種類》

- ・「新耐震適合」 昭和56年6月以降に建てられた建築物（新耐震基準の木造住宅を除く）
- ・「耐震診断済」 耐震診断により耐震性が確認された建築物
- ・「耐震改修済」 耐震改修により耐震性が確保された建築物



図-3.3 東京都耐震マーク  
(出典：東京都)

② 防災マップの活用

防災マップについては、国の基本的な方針のなかで、「建築物の所有者等が、地震、防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。」とされています。

都では、都震災対策条例に基づき、おおむね5年ごとに地震に関する地域危険度測定調査を実施し、公表しています。また、「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）」、「東京の液状化予測図（令和3年度改訂版）」等を公表し、地震の危険性に関する情報提供を行っています。

市では、市民に対し、自分が住んでいる地域の地震に対する危険性を十分認識できるように、都が作成する地震に関する地域危険度測定調査を活用した「調布市防災マップ」を令和2年12月に作成し、地震に関する地域の危険度の周知や、耐震診断及び耐震改修の啓発と知識の普及を図っています。

防災マップには、災害時の避難場所や給水拠点等のほか、土砂災害防止法に基づき都が指定する土砂災害警戒区域等が示されています。

作成した防災マップは、ホームページ等への掲載、また、公共施設及び関係団体に掲示を依頼し、普及啓発に努めています。

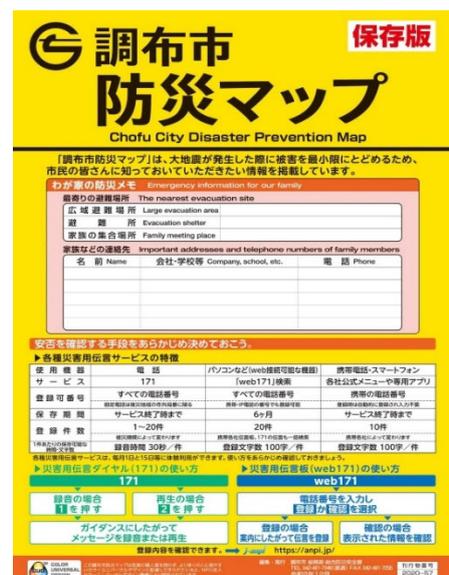


図-3.4 調布市防災マップ [表紙]

調布市 土砂災害 ハザードマップ

～土砂災害のことをよく知り、災害に備えて、大切な命を守りましょう～

保存版

---

### 調布市で起こりうる土砂災害

土砂災害は大きく分けて急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）・地すべり・土石流の3種類ありますが、調布市の一部では「急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）」の危険性があります。

### がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）とは？

急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）は、大雨によって雨水が地面に浸み込み土の抵抗力が弱くなり、斜面（麓）が突然崩れ落ちる現象です。短時間で発生し、崩れた土砂が斜面の高さの倍以上先まで届くことがありますので逃げ遅れると大変危険です。

**前兆現象に注意！**

土砂災害が起こる前は、がけに変化が現れます。見かけたら早めに安全な場所へ避難しましょう。

- 水が吹き出す
- 小石が落ちくる
- 土が崩れ目が出る

### 雨が強くなったら、テレビやラジオなどで気象情報を収集しましょう

**テレビ**

- NHK(地デジ 1ch)
- ケーブルテレビ J:COM(地デジ 11ch)

**インターネット**

- 気象庁大雨警報(土砂災害)の危険度分布 <https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html>
- 東京アメッシュ(降雨情報) <https://tokyo-ame.jwa.or.jp/>

**ラジオ**

- 調布エフエム放送 (FM83.8MHz)

パソコンの場合  
「ListenRadio」または「サイマルラジオ」

スマートフォンの場合  
無料アプリ「ListenRadio」をインストール

---

### マップを見て土砂災害警戒区域や避難所を確認しましょう

<b>土砂災害警戒区域</b>	土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を整備すべき土地の区域(地図上の黄色部分)
<b>土砂災害特別警戒区域</b>	土砂災害が発生した場合に、建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域 (地図上の赤色部分)
<b>急傾斜地崩壊危険箇所</b>	土砂災害危険箇所の調査は、当時の建設者の適正により、昭和41年から概ね5年毎に実施し、平成15年に東京都が調査結果を公表しています。土砂災害危険箇所には法的制限はありません。なお、「土砂災害危険箇所」の再点検は、実施していません。

※上記以外の場所でも土砂災害が発生する可能性があります。危険だと思ふ場所は事前にハザードマップに書き込んでおきましょう。土砂災害警戒区域等についての詳細は、下記のURLで確認ができます。  
<http://www2.sabomap.jp/tokyo/> (東京都建設局ホームページ)

### 土砂災害に関する情報の伝達方法

調布市役所

NHK J-COM  
調布エフエム

防災行政無線  
広報車

調布市防災・安全情報メール  
Twitter, Facebook  
ホームページ  
Yahoo!地図緊急伝達メール

住民のみなさん

電話でも情報が確認できます。

防災行政無線で放送した防災・災害などの緊急情報を放送後 24 時間確認できます。

**防災フリーダイヤル ☎0800-8000-903**

調布市防災・安全情報メールへの登録を市からの緊急情報・地震情報・気象情報・災害情報などを配信します。

**登録方法** Eメールアドレス(c-bousai@sg-m.jp)に空メールを送信し、自動返信されるメールに従って登録

---

### 普段から確認しましょう

**避難経路の確認**

災害時には逃げなくてはなりません。避難所までの経路は、複数検討しましょう。

**災害情報の入手**

雨が強くなってきたら、気象、雨量、河川水位などの情報を積極的に入手しましょう。

**非常持ち出し袋の準備**

非常持ち出し袋を事前に準備しましょう。また、持ち出すものは必要最小限にしましょう。

**避難時の助け合い**

自力で避難することが困難な方は早めの避難が必要です。お年寄りや障害をお持ちの方が安全に避難できるように協力しましょう。

### わが家の防災メモ

- 最寄りの避難所
- 家族などの連絡先

名 前	会 社 ・ 学 校 等	電 話 番 号

この調布市ハザードマップは、色覚・視覚に障害のある方も見やすいように、色や文字の大きさ、レイアウトなどに配慮して作成されています。

調布市 防災・安全情報センター

TEL: 042-704-2000 FAX: 042-703-0963

〒200-8501 東京都調布市西調布1-1-1

発行 令和2年12月

調布市

図-3.5 調布市土砂災害ハザードマップ（令和2年12月版）

66

### ③ 耐震改修促進税制の普及

平成18年度税制改正において耐震改修促進税制が創設されました。

個人が既存住宅を耐震改修した場合、その証明書を添付して確定申告等を行うことで、所得税額の特別控除や固定資産税額の減額措置を受けられます。

市は、こうした税制を有効に活用し、耐震税制普及の促進につなげるため、耐震改修促進税制制度の周知を徹底します。

## (2) 相談体制の充実強化

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、助言や情報提供を適切に行う等、建物所有者等のニーズに的確に対応することが重要です。

このため、市では、建物の耐震化に関する相談窓口を設置します。相談窓口の設置に当たっては、建築関係団体と連携し、専門家を派遣してもらうなど、市民にとってわかりやすいものとなるよう努めます。

### ① 住まいの相談窓口週間 木造住宅耐震相談窓口の設置

木造住宅を所有している方が、住まいの耐震化についていつでも専門家に相談できるよう相談窓口を設置します。

## (3) 耐震改修工法等の情報提供

### ① 情報提供の方法

市民や事業者等に対し、耐震化に関する助成事業等について普及啓発を図るため、助成制度のパンフレット、耐震対策関係の資料・写真、住まいの耐震対策チラシ等の情報提供を行います。また、市報への掲載、ホームページ掲載等、多様な広報活動を行います。

### ② 木造住宅の安価で信頼できる耐震改修工法・装置の普及

耐震改修の促進を阻害する要因として、室内の工事に要する期間や工事費への負担感、また、様々な耐震改修工法や技術が開発されているにもかかわらず、改修工法等の適切な選択が難しい等の理由が考えられます。

そこで、耐震改修工法の写真、パンフレット等を利用し、耐震改修工法の簡素化事例、装置や工事のコストダウンを図った具体的な事例を紹介して、市民や施工者等にわかりやすく紹介します。

(4) 技術的な支援

市民が安心して住宅・建築物の耐震化に取り組むためには、身近で信頼できる設計者や建築関連事業者の役割が重要となります。

市では、相談窓口や相談会等を通じて、建物所有者が安心して住宅・建築物の耐震化を行えるよう、一定の技術力を有する専門家が所属する建築士事務所の案内を行っています。

① 特定緊急輸送道路沿道建築物等

都が緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けて、次の建築士団体と提携に関する協定を締結しています。

- ・ 一般社団法人東京都建築士事務所協会（TAAF）
- ・ 一般社団法人日本建築構造技術者協会（JSCA）
- ・ 特定非営利活動法人耐震総合安全機構（JASO）

② 木造住宅

- ・ 一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部
- ・ 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度の登録事務所

(5) 町会や自治会等との連携

地震防災対策においては、地域におけるきめ細かい取組が重要です。とりわけ、地域において町会・自治会等は災害時対応において重要な役割を果たすほか、平時においても地域における地震時の危険箇所の点検や住宅・建築物の耐震化の為の啓発活動を行うことが期待されます。

市は、都や関係団体とともに、地域単位の取組を支援する施策を推進し、調布市防災市民組織や地域で活動しているさまざまな団体等との連携を図り、より有効な地震防災対策の構築に努めます。



図-3.6 東京都特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化啓発パンフレット  
(出典：東京都)

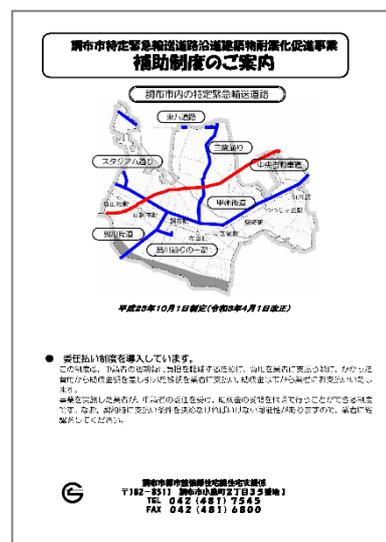


図-3.7 市の耐震化啓発パンフレット

### 3 その他の安全対策

#### (1) 落下物等の防止対策

##### ① 窓ガラス落下防止対策

平成 17 年 3 月に発生した福岡県西方沖地震において、市街地にあるビルのガラスが割れ、道路に大量に落下する事態が発生しました。これを機に、地震発生時の窓ガラスの落下、飛散による人身事故の危険性が改めて問題となりました。

窓ガラスの落下防止等に関して、市では実態調査と改善指導を実施しました。今後とも、建物所有者等から状況調査報告を得られていないものや、落下防止対策が済んでいない建築物について状況調査の実施を督促するとともに、改善指導を行います。

##### ② 外壁タイル等の落下防止対策

平成 17 年 6 月に都内のオフィスビルにおいて、外壁タイルの落下により負傷者を出す事故が発生しました。これを受け、外壁タイル等の落下により危害を与えるおそれのある傾斜した外壁を有する建物所有者に対して、実態調査と改善指導を実施しました。

今後とも、建物所有者等から状況調査報告を得られていないものや、落下防止対策が済んでいない建築物について状況調査の実施を督促するとともに、改善指導を行います。

##### ③ 屋外広告物に対する規制

地震の際、広告塔及び看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことがないように、都は、東京都屋外広告物条例及び道路法に基づき、表示者等に対し、屋外広告物の許可申請時、指導を行っています。

今後とも、震災対策の観点から、一定規模以上の屋外広告物設置者を重点に、一層の指導を強化します。

##### ④ 特定天井の脱落防止対策

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では天井材の落下により死傷者が発生するなど、これまで以上に甚大な被害が生じました。

これらの被害を踏まえ、建築基準法令及び告示が改正され、平成 26 年 4 月からは、新築する建築物等の特定天井について、脱落防止対策に係る新たな技術基準が適用されることとなりました。また、特定天井を有する既存建築物については、増改築時に適用できる基準として落下防止措置が規定されました。

市は、これまで体育館、屋内プール、劇場、ホール等の 500 m<sup>2</sup>超以上の大規模空間を有する建物所有者等に対して、実態調査を促すとともに、改善指導等を実施してきました。今後は、特定天井を有する既存建築物の実態把握に努め、国の技術基準に適合していない特定天井については、建築基準法に基づく定期報告制度や建築物防災週間を活用し、建物所有者等に対して改善指導等を行います。

また、都と連携し、天井脱落対策の技術基準や、安全な天井を目指すために必要な情報を紹介したパンフレット等を活用し、市民や建物所有者等に対し普及啓発を図ります。

## ⑤ 家具類の転倒及び落下防止対策

阪神・淡路大震災では、室内においても、揺れによる家具の転倒、ガラスの飛散等により、深刻な人的被害が生じました。特に高層階ほど揺れは大きく、家具転倒等による被害が発生しました。

市では、家具類の転倒・落下防止対策等を記載したパンフレット等を活用し、市民に家具を固定することの重要性を周知します。

## (2) エレベーターの閉じ込め防止対策等

平成 17 年 7 月に発生した千葉県北西部地震や平成 23 年 3 月の東日本大震災では、首都圏で多くの住宅・建築物でエレベーターが緊急停止しました。この際、エレベーターのかごの中に利用者が長時間にわたり閉じ込められるなどの被害が発生しました。

閉じ込め防止対策としては、表-3.4 の装置等がありますが、未だ設置されていないエレベーターも多い状況です。

このため、地震時におけるエレベーターの運行や復旧、安全対策等に関する情報を提供するとともに、閉じ込め防止装置の必要性を周知し、装置の設置や機器の改修を促しています。また、定期報告制度を活用し、適切な維持管理を促進していきます。

表-3.4 エレベーター閉じ込め防止装置

装置名	機能
リスタート運転機能	地震時管制運転中に緊急停止した場合に、自動で安全性を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	停電時に、エレベーターを最寄り階に着床させるのに必要な電力を供給する装置
P波感知型地震時管制運転装置	主要動（S波）が到達する前に、初期微動（P波）を感知することにより、完全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

## (3) 建築物の液状化対策

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では都内でも液状化現象が発生し、木造住宅の傾斜等の被害が発生しました。液状化に備えていくためには、建物所有者等が敷地の状況を把握し、事前に対策を講じていくことが重要です。

このため、「液状化による建物被害に備えるための手引（東京都：令和 4 年 9 月改訂）」、「東京都建物における液状化対策ポータルサイト」等を活用し、広く情報提供を行います。

## (4) 長周期地震動対策

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、長周期成分を主体とする地震波が到来したことが報告されました。

長周期地震動は、固有周期が長い超高層建築物（高さが 60m を超えるもの）や免震建築物（地上 4 階建て以上のもの）への影響が大きいと考えられており、東海・東南海・南海連動地震等の発生時には長周期地震動が発生するおそれがあることから、国は平成 28 年 6 月、「超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動への対策について」を公表しました。

対策案では、既存の超高層建築物や大臣認定を受けた免震建築物のうち、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動の影響が大きいものについて、再検証を行うことが望ましいこと、また、必要に応じて改修等を行うことが望ましいことを周知することとしています。

今後、国の対策に基づき、建物所有者等による安全性の検証、補強等が円滑に行われるよう、建築士や建設業の団体等に対策の内容について周知するなど、普及啓発を図っていきます。また、建物所有者等が的確に対策を講じていくことができるよう、制振工法等の補強方法、家具転倒防止策等について、パンフレット等を活用し、広く情報提供を行います。

## (5) その他

### ① リフォームとあわせた耐震改修の誘導

リフォーム工事や増改築工事とあわせて耐震改修を実施すれば、費用の面だけでなく、工事の施工の観点からも効率的であるため、関係団体等とも連携・協力して、安心してリフォームを行うことのできる環境を整備します。

### ② 新築時の耐震性の確保の徹底

新たに建築される住宅・建築物については、現行の耐震基準に従って適切に設計及び施工が行われるよう、建築基準法に基づく建築確認、中間検査及び完了検査の実施を徹底します。

また、建築基準法よりも高い水準の耐震基準を適用した住宅の普及を図るため、長期優良住宅を推奨します。

### ③ 定期報告制度との連携

建築基準法第12条に基づき、特定建築物の所有者は、特定建築物調査員等により建築物の調査を行わせ、その結果を定期的に特定行政庁に報告しなければならないとされています。

その際、調査者は、当該建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況や外壁等の落下物の有無を調査し、報告することとなっています。

市では、定期報告制度により、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況の把握に努めるとともに、大規模空間の天井や外壁タイル等の落下の危険性のある建築物の所有者等に対し指導を行います。

### ④ 建築物の応急危険度判定の体制整備

地震発生時には、市民の安全確保と迅速な復旧が急務となります。特に、建築物の被害については、二次被害防止のための被害状況の把握、被災建築物の余震等に対する危険度の判定（応急危険度判定等）を行い、必要な措置を講じることが求められます。

市では、被災建築物応急危険度判定が円滑に行われるようにするために、調布市被災建築物応急危険度判定マニュアルを策定しており、令和2年3月に調布市被災建築物応急危険度判定マニュアルを改定しました。今後も、判定員との定期的な連絡協議会等を行い、地震時の判定体制を強化していきます。

⑤ 橋りょうの耐震化

市が管理する橋りょう 76 橋のうち耐震補強が必要な 48 橋について、調布市橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、計画的に補強を実施し、現在すべての橋梁で耐震化が完了しています。

⑥ 通電火災防止策（感震ブレーカーの普及啓発）

阪神・淡路大震災や東日本大震災等において、原因の特定できた建物火災の約 6 割が通電火災であったとされています。避難時にブレーカーを落とすなどの重要性を周知するとともに、感震ブレーカーの普及啓発を実施していきます。

⑦ 空き家等対策の推進

空き家は個人の財産であることから、空き家の所有者が自らの責任により的確に対応することが求められていますが、適切な管理が行われていない空き家は、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことから、対策を講じていく必要があります。

そのため、平成 27 年 5 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行され、市では、平成 27 年度から空き家に関する対策に取り組んでおり、令和 5 年 3 月には「第二期調布市空き家等対策計画」を策定しました。

管理不全な空き家等の解消を促進するとともに、空き家等対策計画との連携を図りながら、耐震化を促進していきます。

⑧ 細街路の拡幅整備

災害時の安全性の向上と快適な居住環境の確保を推進するため、建築基準法第 42 条第 2 項による幅員 4 m 未満の道路（細街路）について、狭あい整備事業の仕組みにより、建築物の建築時に合わせて拡幅整備を行っていきます。

整備事業に併せて生垣等設置に関する補助金の活用を促し、倒壊の恐れがあるブロック塀等の除去を促進していきます。